

意見書第 39 号

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書

去る 11 月 19 日午前 5 時 25 分ごろ、那覇市の国道 58 号泊交差点において米軍の公用車トラックと、右折しようとしていた軽トラックが衝突し、軽トラックを運転していた那覇市の男性会社員が死亡するという痛ましい事故が起きた。

米軍公用車を運転していた在沖米海兵隊員の呼気からは基準値の約 3 倍を超えるアルコールが検出され、同日那覇署に過失運転致死、酒気帯び運転の疑いで逮捕された。

在沖米軍は昨年 4 月の元海兵隊員によるうるま市女性暴行殺害事件を受け「綱紀粛正」を表明したものの、その後も米兵による飲酒運転が相次ぎ、ついに今回の死亡事故が起きた。在沖海兵隊員の飲酒運転事故により県民の尊い命が失われたことは極めて遺憾であり、基地があるがゆえの事件・事故が後を絶たないことに激しい怒りを禁じ得ない。

米軍における綱紀粛正や再発防止の取り組みは、もはや機能していないと指摘せざるを得ず、米軍及び日米両政府においては、事故に至る経緯なども含め十分調査するとともに、遺族に対する補償など誠実に対応すべきである。

また、日本政府においては、再びこのような悲惨な事故が起こることのないよう米側に毅然とした態度で臨むべきである。

よって、本市議会は市民・県民の尊い生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、今回の事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 被害者遺族に対する謝罪及び完全な補償を速やかに行うこと。
2. 事故の経緯、米軍車両、米軍機の管理実態を明らかにし、是正すること。
3. 在沖米軍人・軍属の事件・事故に対し実効性のある抜本的な再発防止策を講ずること。
4. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 15 日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
沖縄基地負担軽減担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長